

協働事業を募集します

平成27年3月1日に合併10周年の節目を迎えます。

鏡野町では、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの期間で、様々な記念事業を実施する予定です。記念事業の一環として、町民や民間団体等が、**自ら企画し、運営を行う**協働事業を公募し、事業決定した団体に対して補助金を交付します。詳細につきましては、11月広報でお知らせします。

○対象事業（※新規事業に限ります）

多くの町民が参加でき、地域が元気になる鏡野町10周年記念にふさわしい **新規** の事業

○対象となる団体

活動拠点が町内にあり、代表者及び構成員の過半数が町内に在住、在勤している5人以上の団体又は企業

○公募期間 平成26年11月10日～12月25日

○事業対象期間 平成27年4月1日～平成28年2月29日

○補助対象経費等

補助金は、1事業につき事業費の10分の9以内の額とし、20万円を限度とします。

事業数は、予算の範囲内とし10事業程度を予定しています。

○事業の選考

鏡野町合併10周年記念事業実行委員会で、審査・選考します。



お問い合わせ先

鏡野町 まちづくり課 電話(0868)54-2982 FAX(0868)54-2988

ご存知ですか?国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、役場または年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985

米トレーサビリティ法をご存知ですか?

生産から販売・提供までの各段階で、米・米加工品の取引等の記録を作成・保存することで、問題が発生した場合に流通ルートをややに特定することができます。

お米や米加工品を取扱う事業者(生産者から外食事業者まで)の皆様には以下のことが義務付けられています。

◆事業者間の取引等における記録の作成・保存

お米や米加工品の取引に際し、品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所を掲載した「納品書」「領収書」などを取り交わし保存してください。

◆一般消費者まで産地情報を伝達

＜外食店での記載例＞

「当店は国産米を使用しています。」
「当店のお米は岡山県産です。」など



お問い合わせ先

中国四国農政局 電話086-223-3193

農業委員会の会長、会長代理が決まりました。

	氏 名	住 所
会 長	田 口 繁 昭	大 町
会長代理	友 保 芳 雄	養 野

(敬称略)